ライフコーポレーション健康保険組合並びに

事業主が共同で実施する健康診査事業の公表について

ライフコーポレーション健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ライフコーポレーション健康保険組合では、健康診査事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、 ③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者につい て、次のように公表いたします。

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察(問診と聴打診、**既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無 の検査**)
- 身体計測
 - **・身長、体重、腹囲**、BM I
- 視力・聴力検査(会話法あるいはオージオメーター)
- 胸部 X 線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査(結核菌、または肺がん検診)
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査(安静時あるいは負荷)
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血

- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査
- 直腸・肛門触診、前立腺(触診、男性のみ)
- 大腸内視鏡検査(精密検査時)
- 腹部超音波検査(肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓)
- 肝機能検査
 - ・ GOT、GPT、 γ GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
- 膵臓検査 (アミラーゼ)
- 肝炎ウィルス検査HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体(40歳以上1回)
- 血中脂質・尿酸検査
 - ・ 血清トリグリセライド (中性脂肪)、HDL コレステロール、LDL コレステロール、尿酸
- 血糖検査 (糖代謝)

空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験(60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖)、HbA1c

- 血液検査 **(貧血検査)**
 - ・ 白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、 好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
- 子宮がん検査(内診、細胞診、女性のみ)
- 乳がん検査(視触診、マンモグラフィー、超音波、女性のみ)
- 〇 眼圧検査
- 腫瘍マーカー検査
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※ゴチック部分は、労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・被保険者が加入する事業所の健康管理担当部署
- ・ライフコーポレーション健康保険組合

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

・ 事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康 を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労 働者が健康な日常生活を送れるように、ライフコーポレーション健康保険組合とともに、 健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、事業所の健康管理担当部署にデータ保存し、事業所の産業医の判定と指示にしたがって、事業所の保健師等による健康相談、健康指導を実施します。

・ ライフコーポレーション健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、 事業所の健康管理担当部署とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業所の産業医、保健師等による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名について

健診データの管理責任者は、被保険者が加入する事業所の健康管理担当者の個人情報管理責任者とライフコーポレーション健康保険組合の事務長です。